

今号のテーマ

産業廃棄物収集運搬業の許可について！

建設業許可に関する法改正や建設事業者さまが関心や疑問をお持ちであろう従業員雇用にまつわる労務情報等を出来るだけ定期的にお届け出来るよう発信していきたいと思っております。

今回は、建設事業者様が現場で出る産廃を処分場等へ運搬する際に必要な「産廃収集運搬業許可」について！元請さんから許可取ってね～と言われた場合に備え、ご一読頂ければと思います。

「産業廃棄物」とは

事業活動に伴い発生する廃棄物は、家庭等から出る一般廃棄物とは異なり、処理責任や処理方法、処理を行う業者などが異なり、公衆衛生や公害発生要因となるため、法によって一層厳しく取り締まられています。

建設事業者が担う廃棄物処理

建設現場で発生した廃棄物の「排出事業者」は、発注者から直接工事の注文を受けた元請業者を指します。

排出事業者としての元請の責任

元請業者が自社で排出した産業廃棄物を現場から事務所へ持ち帰ったり処分場（中間処理場を含む）へ運搬するなどといった場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

ただし排出事業者としての責任として、運搬車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」という表示を備えて運搬する必要があります。多くはマグネットシートなど脱着式のものを利用されているようです。

また、下請業者に運搬してもらう場合は、元請業者は下請業者と収集運搬委託契約を締結しなければなりません。

さらに元請業者は、処分業者との間においても産廃処理委託契約を締結することが必要です。

このように、元請業者は排出事業者として、委託契約書や manifests の適正な運用を行っていく必要があります。

下請業者の役割

下請業者が元請から工事を請け負い、施工に携わった場合、その下請業者は建設廃棄物の排出事業者には該当しません。

先の記述のように下請業者が元請業者と産廃を運搬するための委託契約を締結しその産廃を運搬する場合、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しておく必要があります。

産廃収集運搬業許可の取得方法

申請先は、収集現場及び運搬先（処分場）があるそれぞれの自治体に許可申請をしなければなりません。

自治体とは、原則「都道府県」となります。

※例外的に、現場と運搬先が特定の政令市のみで完結する場合は「政令市」へ申請することになります。）

● 具体例 1

収集現場及び運搬先処理施設が大阪府内の場合
⇒申請先は「大阪府」のみ

● 具体例 2

収集現場が大阪府内で運搬先処理施設が兵庫県の場合
⇒申請先は「大阪府」と「兵庫県」

● 具体例 3

収集現場が大阪府内で京都府を通過して滋賀県の処理施設へ運搬する場合
⇒申請先は「大阪府」と「滋賀県」

申請先の自治体ごとに細かな要件（財務状態など債務超過でない…等）をクリアしなければならないこともあります。許可取得をお考えの際はお気軽にご相談下さい。